

西川田福祉センター防水改修工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	A-00	表紙・図面目録			
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)			
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)			
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)			
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)			
06	A-01	付近見取図、配置図			
07	A-02	撤去図			
08	A-03	改修平面図、端部詳細図			

	吉野川市 建築営繕室	工事名	西川田福祉センター防水改修工事	図面番号	A-00	
	設計 R8.8	竣工	図面名	表紙・図面目録	縮尺	NO SCALE

工事名：西川田福祉センター防水改修工事

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

西川田福祉センター防水改修工事

2. 工事場所

吉野川市山川町

3. 建物概要

建物名称	西川田福祉センター		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上3階		
敷地面積	5629.64(m2)		
延床面積	1861.22(m2)		
消防法施行例別表第1の区分	7項		

4. 工事種目

種目	工事概要
防水工事	防水改修工事

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 3 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方・徳島、 穴吹 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方・徳島、 穴吹 地点における WBGT値が31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書（②から⑤に対するもの）
- 補足説明書
- 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。

工事名：西川田福祉センター防水改修工事

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成16年10月1日吉野川市告示第65号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 営備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、営備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設施設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積みむ作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
- 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
- ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイルローダ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレンスクレーン	・ 油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

- ② 低騒音・低振動型建設機械
- 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。
- なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		
・ ブルドーザー ・ バックホウ（※） ・ ドラグライン、クラムシェル ・ トラクタショベル ・ バイプロハンマー（※） ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ コンクリートポンプ（車） ・ コンクリート圧碎機 ・ アスファルトフィニッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発動発電機	・ クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン ・ 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 （※）印の機械は低振動基準有

- ③ 特定自主検査
- 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
- 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
- また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

19. 仮設トイレ

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事中しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査

- ① 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ② 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

22. 完成図等

- ① 提出書類
- 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - 工事写真（電子データ2部）
 - 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - 保全に関する資料
 - その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ② しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。
- ③ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出彩形が写真で的確に確認できること。
- ④ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によると。
- ⑤ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑥ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

23. デジタル工事写真の黒板板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
- 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）について付保する。

- ② 付保除外工事
- 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
- ・杭及び基礎工事
 - ・コンクリート躯体工事
 - ・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
- 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
- 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

26. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 防水保証の期間は、監督員との協議による。

2. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	阿波バラス(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町151番地の1 吉野川市山川町堤外141番地11	2.9	1,200	t
金属 (処分)	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	31	6,000	m
木材	四国リサイクル(株)	○	名西郡石井町高原字高川原1696-1 名西郡石井町高原字高川原1696-1	25.1	10,000	t
廃プラ	(有)ケイコーポレーション		美馬市穴吹町口山字中野宮595-1 美馬市穴吹町口山字中野宮177-1	8.6	20,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

2章 防水改修工事

1. 一般事項

- ① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。

2. 改修工法の種類及び工程

工 程	工 法	機 械 的 固 定 工 法 S-M2	接 着 工 法 S-F2	工 法
施工箇所		ベランダ平場部	ベランダ立上り部	
1 既存保護層(立上り部等)撤去等		無	無	
2 既存保護層(平場)撤去等		無	無	
3 既存断熱層撤去等		無	無	
4 既存防水層(立上り部等)撤去等		無	有	
5 既存防水層(平場)撤去等		無	無	
6 既存下地の処理		無	有	
7 防水層の新設		有	有	
8 断熱材の新設		無	無	
9 保護層の新設		無	無	

3. 既存下地の補修材料

- ① アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。
- ② 端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(L-30×15×2.0)とする。
- ③ ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4. 既存下地の補修及び処理

補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。

5. 合成高分子系ルーフィングシート防水

- ① 合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。

工 法	種 別	シート		断熱材		施工箇所	備 考
		種 類	厚 さ	種 類	厚 さ		
POS S4S	S-F1		mm		mm		
	S-F2	塩化ビニル樹脂系	1.5	mm	mm	平場部	
	S-M1		mm		mm		
	S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5	mm	mm	立上り部	
S3S	S-F1		mm		mm		
	S-F2		mm		mm		

M4S	S-M1		mm		mm		
	S-M2		mm		mm		
POS1 S4S1	S1-F1		mm		mm		
	S1-F2		mm		mm		
	S1-M1		mm		mm		
	S1-M2		mm		mm		
S3S1	S1-F1		mm		mm		
	S1-F2		mm		mm		
M4S1	S1-M1		mm		mm		
	S1-M2		mm		mm		
P1S	S-C1		mm		mm		

- ② 仕上塗り塗料の種類(-)、使用量(-)
- ③ 機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
- ④ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ Ⅲ ・ IV)
- ⑤ 絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質は、(発砲ポリエチレンシート ・)とする。
- ⑥ プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。
- ⑦ 固定金具 材質(製造所の仕様による)、形状寸法(製造所の仕様による)

区 分		S(S1)-F1	S(S1)-F2	S(S1)-M1	S(S1)-M2	S-C1
下地処理		標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁テープ張り				
平場接着法		接着剤塗布		固定金具		接着剤
断熱材(断熱工法)		下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける		下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する		
増 張	立上り部等出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける
	ルーフドレン、配管等と防水下地材との取合い部	シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・ルーフドレン廻りは幅150mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り振り張付ける。 ・配管廻りは幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張掛け、張付ける。		S-F1と同じ		シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・排水器具廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り振り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。
重部	平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上
	立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	100mm以上
	接合部	接 着 剤		熱融着又は溶剤溶着		接着剤
	接合端部	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	接着剤
立上り・立下り部の末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、 末端部は押さえ金物で固定し、 シール材を充填する。				ポリマーセメントモルタルを覆い被せる

例外適用及び上表以外の事項については、改標仕3.5.4による。

- ⑧ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。
- ⑨ 脱気装置の仕様： 製造所の仕様による
- ⑩ ルーフドレンの材質規格： 塩化ビニル製

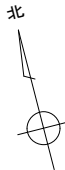
6. シーリング

- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- ② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- ③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- ④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。
- ⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。
ただし、同じ材料の組合せて実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- ⑥ 種類及び施工箇所

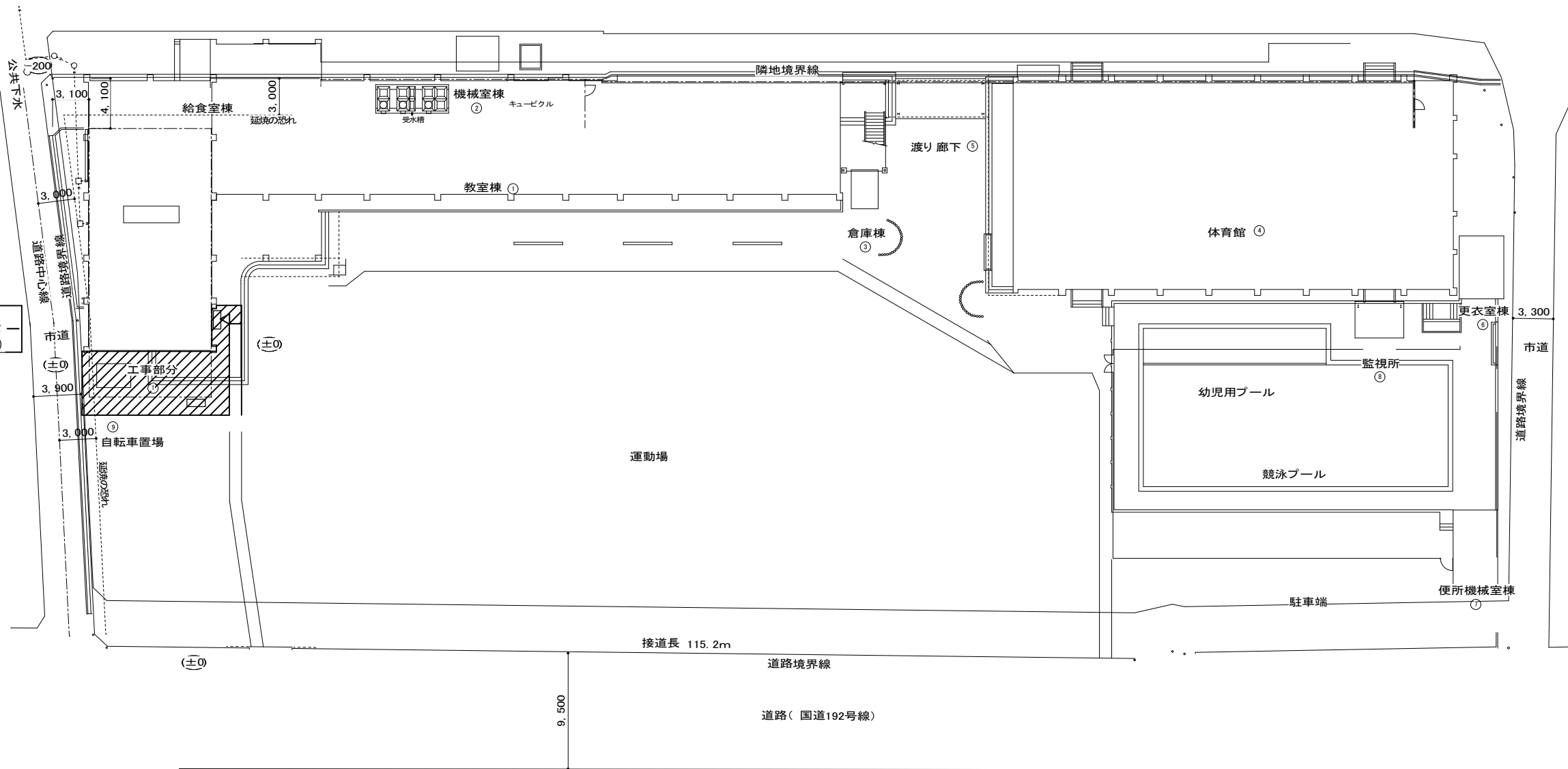
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	目地寸法	接着性試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	－	図示による	再充填工法	15×15	簡易接着性試験
PU-2	ポリウレタン系					

7. 防水保証

- ① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3 ・ 5 ・ 7 ・ 10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。

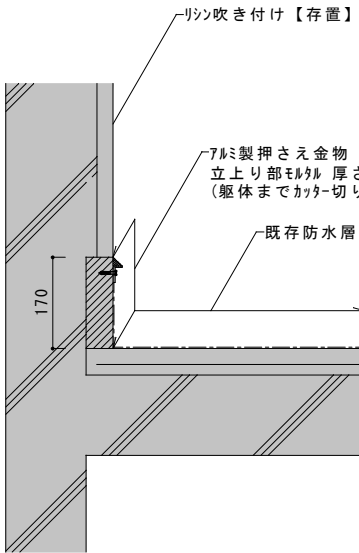
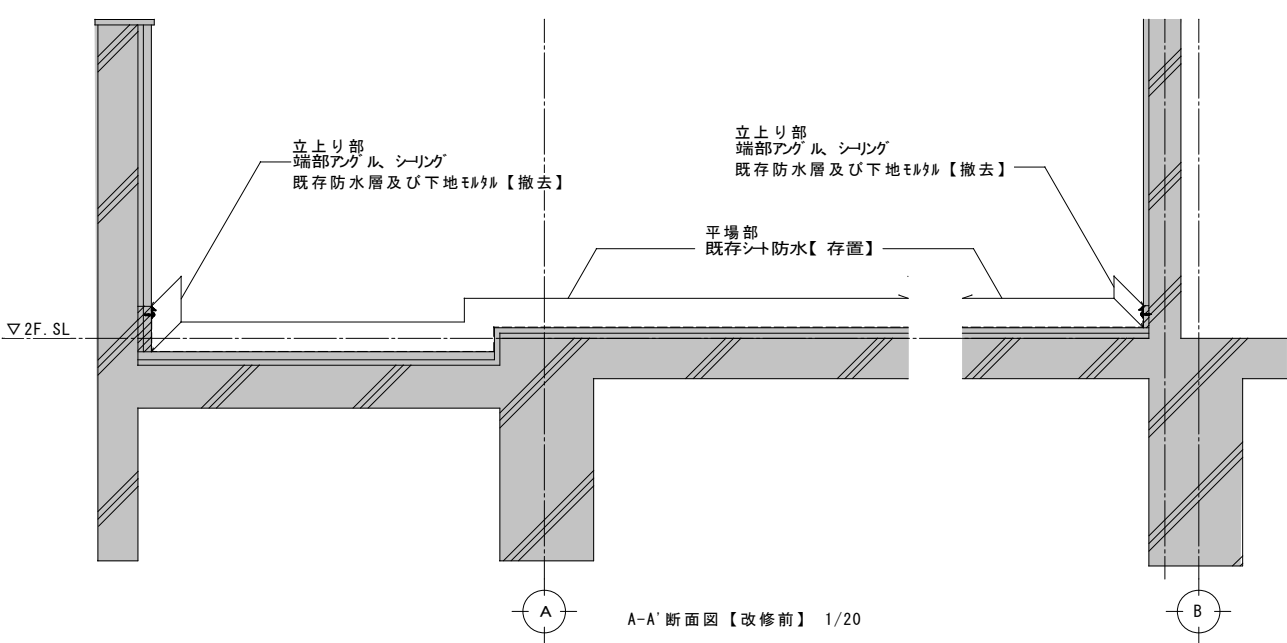
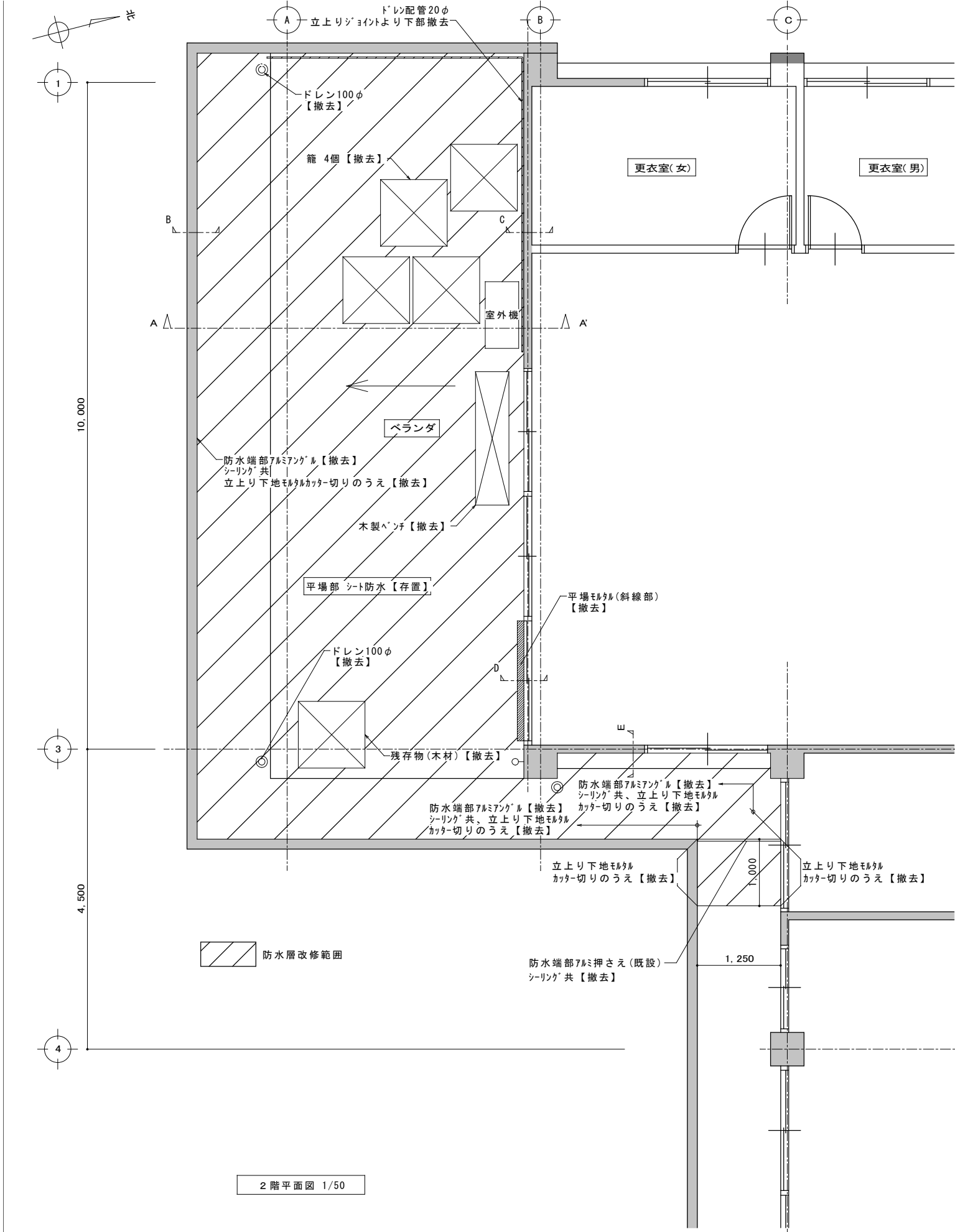


付近見取図

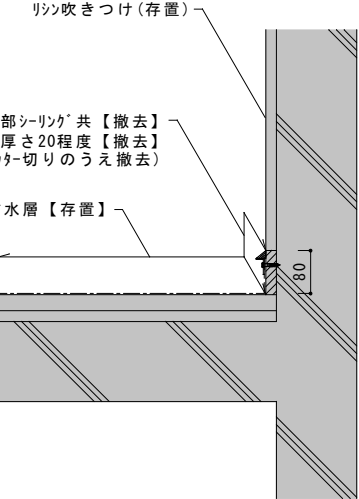


配置図 1/300

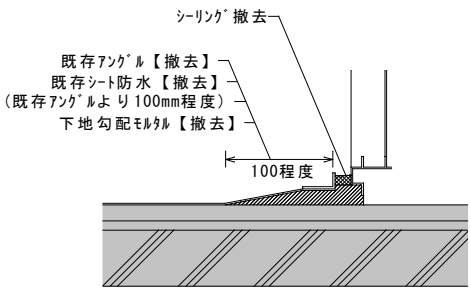
吉野川市 建築営繕室		工事名	西川田福祉センター防水改修工事		図面番号	
設計	竣工	図面名	配置図		A-01	
R8.4					縮尺 1/50	



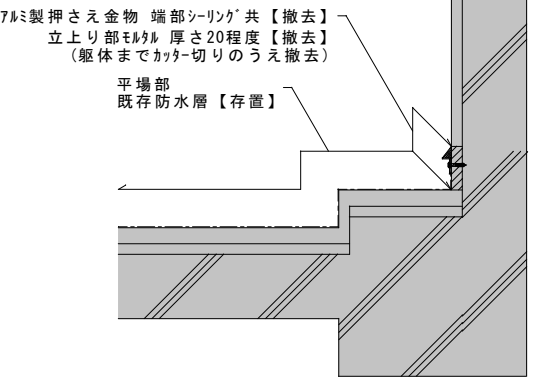
防水端部詳細図 B断面 【改修前】 1/10



防水端部詳細図 C断面 【改修前】 1/10

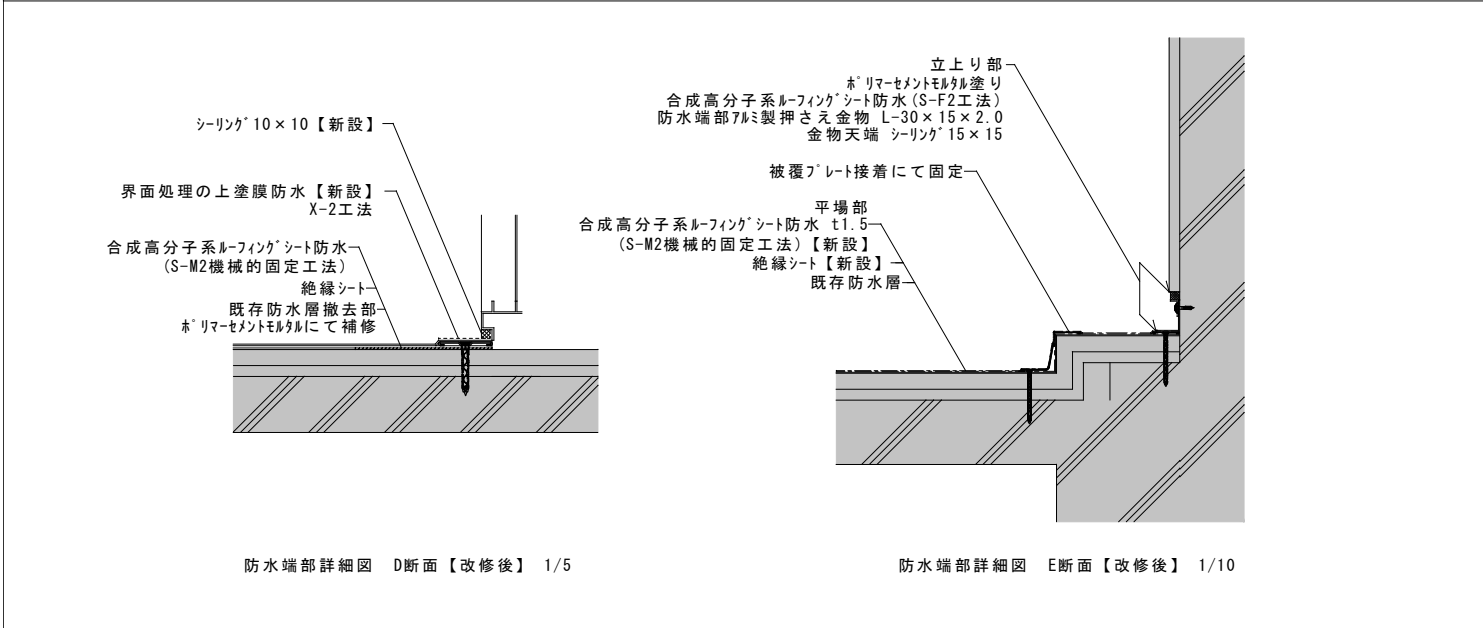
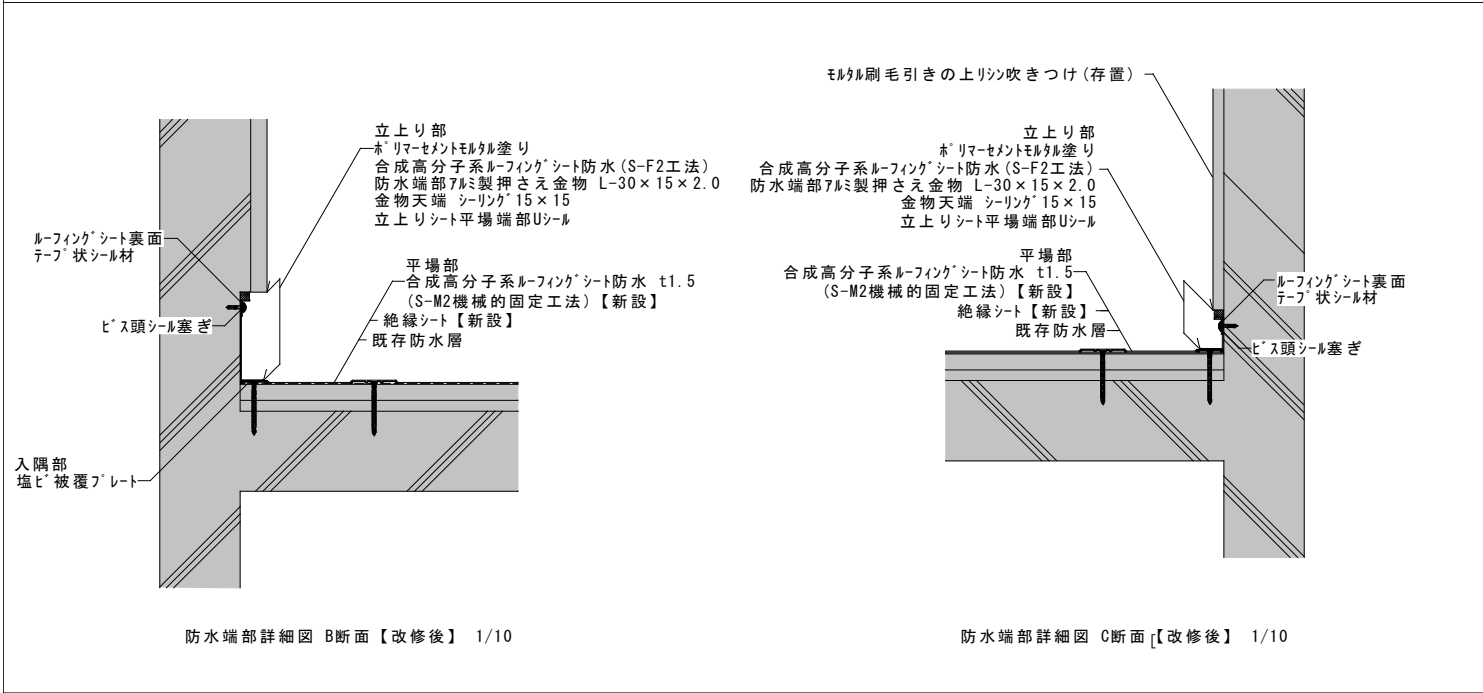
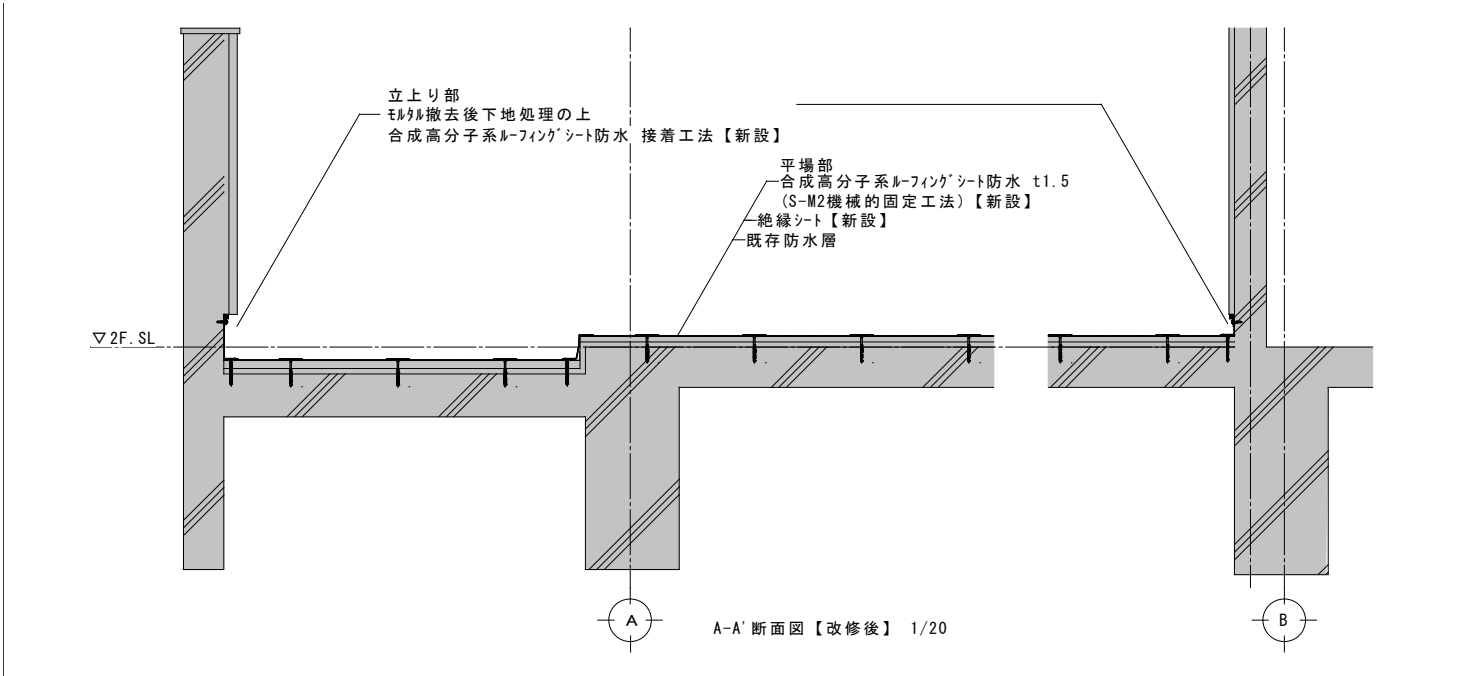
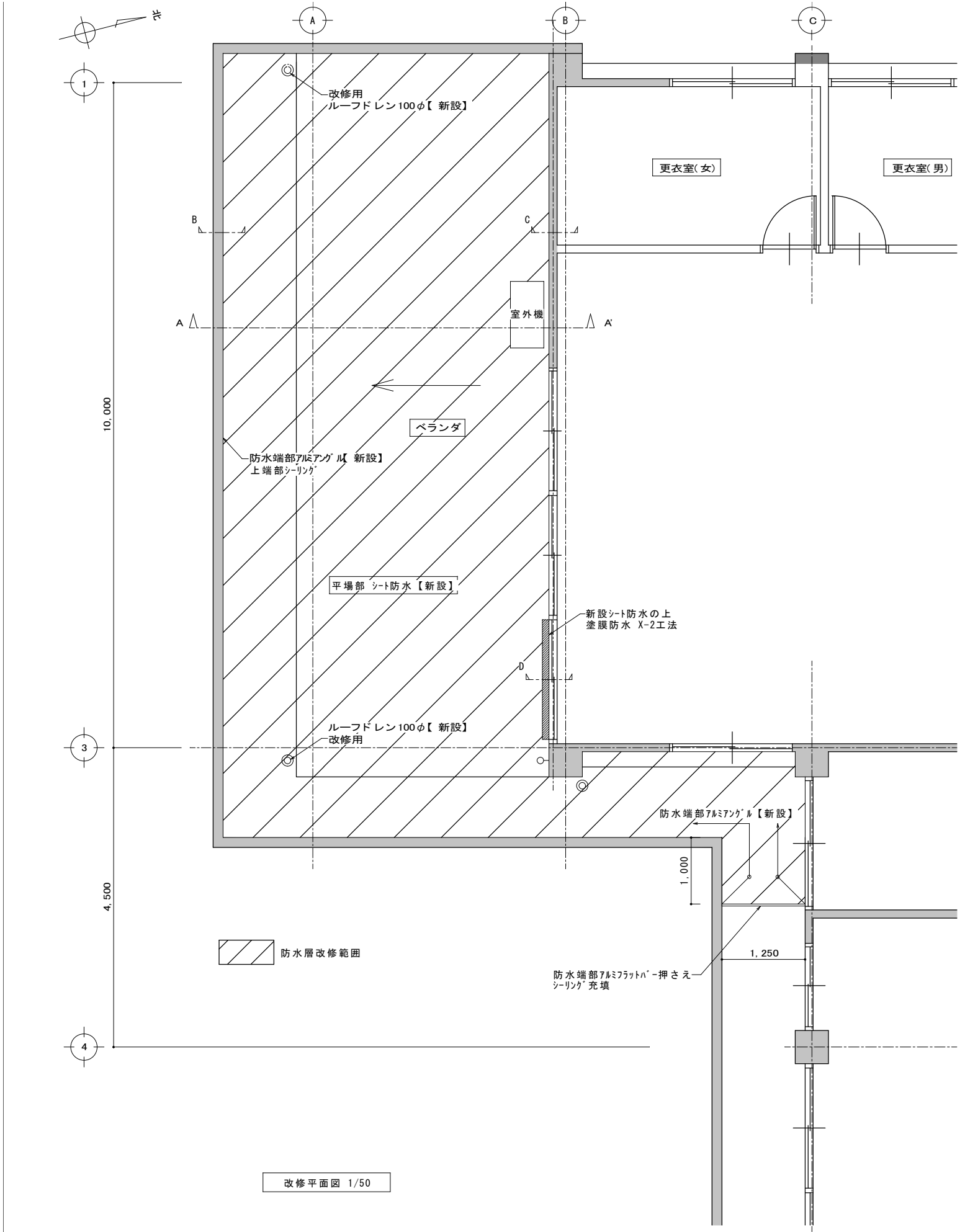


防水端部詳細図 D断面 【改修前】 1/5



防水端部詳細図 E断面 【改修前】 1/10

吉野川市 建築営繕室		工事名	西川田福祉センター防水改修工事		図面番号	A-02	
設計	竣工	図面名	撤去図		縮尺	1/50, 1/20, 1/10, 1/5	
R8. 8							



吉野川市 建築営繕室		工事名	西川田福祉センター防水改修工事		図面番号	A-03	
設計	竣工	図面名	改修平面図、端部詳細図		縮尺	1/50, 1/20, 1/10, 1/5	
R8. 8							